

令和3年度

監査結果報告書

高槻市監査委員

目 次

定期監査結果報告

1	監査の種類	1
2	監査の対象及び期間	1
3	監査の着眼点	2
4	監査の主な実施内容	2
5	監査の結果	3
6	まとめ	4

現金取扱監査結果報告

1	監査の種類	6
2	監査の対象	6
3	監査の期間	6
4	監査の着眼点	6
5	監査の主な実施内容	7
6	監査の結果	7
7	まとめ	7

工事監査結果報告

1	監査の種類	8
2	監査の対象	8
3	監査の期間	8
4	監査の着眼点	8
5	監査の主な実施内容	8
6	監査対象の概要及び監査の結果	9
7	まとめ	15

財政援助団体等監査結果報告（指定管理者）

1	監査の種類	17
2	監査の対象	17
3	監査の期間	17
4	監査の着眼点	17
5	監査の主な実施内容	17
6	監査対象の概要及び監査の結果	18
7	まとめ	20

定期監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、定期監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象及び期間

原則、令和3年度の事務事業で本監査日までの事務を監査の対象として、下記の部等に対して監査を実施した。なお、必要に応じて前年度の事務も監査の対象とした。

- (1) 総合戦略部（令和3年8月24日から10月8日まで）
市長室、みらい創生室、アセットマネジメント推進室、広報室、財務管理室、情報戦略室
- (2) 農業委員会事務局（令和3年8月24日から10月8日まで）
- (3) 公平委員会事務局（令和3年9月8日から10月29日まで）
- (4) 総務部（令和3年9月24日から10月29日まで）
人事企画室、税制課、市民税課、資産税課、収納課
- (5) 教育委員会（令和3年10月8日から11月29日まで）
教育総務課、学校安全課、保健給食課、教育指導課、教職員課、教育センター
- (6) 学校（令和3年10月8日から11月29日まで）
芥川小学校、三箇牧小学校、大冠小学校、桃園小学校、南大冠小学校、桜台小学校、冠小学校、若松小学校、北日吉台小学校
第二中学校、第六中学校、第八中学校、柳川中学校、川西中学校
- (7) 水道部（令和3年11月8日から12月22日まで）
総務企画課、料金課、管路整備課、浄水管理センター
検査監に係る事務を含む。
- (8) 幼稚園・保育所・認定こども園（令和3年11月8日から12月22日まで）
西大冠幼稚園、北清水幼稚園、津之江幼稚園
如是保育所、富田保育所
高槻認定こども園

- (9) 総務部（令和3年11月29日から令和4年1月26日まで）
法務ガバナンス室、総務課、契約検査課
- (10) 危機管理室（令和3年11月30日から令和4年1月26日まで）
- (11) 教育委員会（令和3年11月30日から令和4年1月26日まで）
地域教育青少年課（青少年センター、富田青少年交流センター、春日青少年交流センターを含む。）
公民館（城内公民館、富田公民館、三箇牧公民館、今城塚公民館、五領公民館、磐手公民館、阿武山公民館）
図書館（中央図書館、阿武山図書館、服部図書館）
- (12) 議会事務局（令和3年12月13日から令和4年2月21日まで）
- (13) 消防本部（令和3年12月28日から令和4年2月21日まで）
消防総務課、予防課、警防課、救急課、指令調査室、中消防署、北消防署
- (14) 選挙管理委員会事務局（令和4年1月4日から2月21日まで）

3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、本市の執行した事務及び事業が法令に基づいて適正になされているか、かつ、次に定める趣旨にのっとりなされているかどうかに留意するものとした。

- (1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げているか。
- (2) 常に組織及び運営の合理化に努めているか。

なお、現金取扱事務の取扱体制において内部チェック機能が働いているかどうか及び行政事務の執行について、特に意を用いるものとした。

また、過去における指摘等のリスクが高いことから「人事関連事務」及び「契約事務」を重点的に確認した。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、部等を単位とし、監査対象課等に事前に書類、帳簿、資料の提出を求め、次の内容で監査を行った。

- (1) 職員等の状況、前回監査時の指摘事項に対する処置、事務事業上の課題等の調べ、滞納分の収入状況、工事の状況（工事請負費に関するもの）、契約の状況（委託料に関するもの・その他に関するもの）、随意契約理由の調べ（委託料に関するもの・その他に関するもの）、補助金の調べ（任意補助金に関するもの）、要綱・要領・内規等の調べ、

財産に関する調べ、現金の取扱いに関する調べ、収入事務の流れなどの資料から、監査対象課等の状況を把握した。

(2) ファイル基準表から選択した書類について、原則、試査により事務の執行状況を確認した。

(3) 調定等による収入事務について、収入の流れを含めて確認した。

(4) 監査対象課等の支出負担行為一覧表並びに執行伺書及び支出負担行為書（決裁文書を含む。）を照合し、支出決定について適正に処理されているかどうかを確認した。

また、次の項目については重点的に確認した。

- ・ 業務委託契約の報告書等による委託契約業務の執行状況及び履行確認状況
- ・ 当年度及び前年度交付申請書、実績報告書により要綱等に合規した補助金の交付及び執行状況
- ・ 管外出張の場合の支出、出張報告についての処理状況
- ・ 会計年度任用職員の雇用に関する事務及び報酬等の処理状況
- ・ 収入事務の流れ

なお、部等で重点的に確認すべき項目がある場合には、別に項目を設けて確認した。

(5) 物品に関する出納及び保管事務の状況を確認した。

(6) 現金を取り扱う課等について、現金の取扱状況を確認した。

(7) 前回監査時の指摘事項等の措置状況を確認した。

これらに基づき、必要に応じて所属長及び担当職員から事情を聴取し、質疑応答を行った。

本年度も前年度に引き続き、監査実施場所の変更、出席職員の人数制限など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた上で監査を実施した。

なお、上記2（12）議会事務局の監査に当たり、福井浩二委員は、高槻市議会議員であるため、自己の政務活動費に係る部分について、地方自治法第199条の2の規定に該当するものと判断し、除斥とした。

5 監査の結果

各部等とも監査した結果、次に掲げる指摘事項を除き、おおむね適正に事務が執行されていた。その他、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討を要する事項については、その旨指示した。

支出事務について

（契約関連事務）

ア 委託業務の変更契約について、契約書原本を確認したところ、契約相手方のみが押印し、市の押印がないものがあった。また、押印されていた契約書は、決裁文書に添付されていた契約書の案文と文言が異なっていた。

（総務部総務課）

その他について

(文書取扱事務)

ア F A Xで受領した見積書について、受信日時の部分が切り取られているものがあった。

(教育委員会学校安全課)

6 まとめ

本年度の定期監査においては、「人事関連事務」及び「契約事務」を重点項目として監査を行った。

「人事関連事務」については、会計年度任用職員に対し、休暇制度について適切に説明をしていなかったことにより、本来であれば夏季休暇を2日取得できたところ、当該職員がそのことを知らなかったため当該休暇を取得せず、2日分が欠勤扱いとされているものがあった。また、会計年度任用職員の報酬の計算に当たり、勤務時間数の計算誤り等により、報酬が過大又は過少に支払われているものがあった。担当職員だけでなく管理職も含めて、人事制度を十分に理解し、適正な事務処理を徹底されたい。

「契約事務」については、委託業務の契約書に契約相手方のみが押印し市の押印がなく、その押印されていた契約書の記載内容が、決裁文書に添付されていた契約書の案文と異なっているという事例があった。地方自治法第234条第5項には、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長は契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする旨が規定されている。契約の締結時には、決裁を受けた内容の契約書にて、確実に記名押印し、適正な契約事務が当然に行われるべきであり、同じような事例が起きないように徹底するべきである。また、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、地方自治法施行令第167条の6及び高槻市財務規則第94条の規定において、必要な事項を公告しなければならないとされているが、制限付一般競争入札を行う際に、公告していないものがあった。「高槻市みらいのための経営革新」に向けた改革方針の中で、契約の適正化として一般競争入札の拡大が掲げられており、市で行う一般競争入札は今後も増加していくことが予想されることから、法令等の解釈について十分に理解し、適正な契約事務を行うよう努められたい。このほかにも、工事請負契約について、予定価格の決定時に、設計金額から一部を控除する歩切りが行われているものがあった。公共工事における予定価格の歩切りについては、国からも行わないよう求められていることから、予定価格の決定時には十分留意されたい。

契約事務を行う上では、契約を行う目的、業者の選定理由、価格及び契約相手方の決定に係る競争性・公平性の確保、契約書の作成、契約の締結など、事務の一つひとつに担当職員及び管理職は、十分に注意を払わなければならないと考えられる。改めて契約事務における責任の重みを認識するとともに、適正に事務を執行されたい。

重点項目以外では、文書取扱事務について、F A Xで受領した見積書に記載されてい

る受信日時の部分が、切り取られている事例があった。市では文書による事務処理を原則とした文書主義を採っていることから、公文書の取扱いについては厳格に行わなければならない。

また、物品購入事務について、見積合わせにおいて、税抜価格で見積書の提出を依頼していたが、提出のあった見積書に税込と記載があったため、記載金額が税抜価格であることを口頭にて確認し、契約相手方の決定をしているものがあった。見積書の差し替えができていなかったため、物品購入の根拠となる決裁文書ではそのことは確認できない状態であった。見積書の記載内容が変わることで、契約相手方の決定に影響を与える場合もあることから、その根拠資料となる見積書の取扱いについては十分に注意されたい。

このほか、備品管理について、備品として取扱うべき物品に関して、備品台帳を作成していないものがあった。また、譲与した備品や、所管替えがあった備品について、返納又は所管替えの処理を行っていないものがあった。所有している物品について、備品としての取扱いをすべきものであるか否かを改めて確認するとともに、備品台帳を正確に作成し、備品の使用状況の変化に応じて適正に整理されたい。

本年度の定期監査で指摘した項目の中には、過去の定期監査においても同様に指摘しているものがある。指摘事項等の内容を所属内で共有し、どの所属でも起こり得る可能性があることを、職員一人ひとりが認識するべきである。また、指摘事項等となったものには、法令等の認識不足が原因で生じた事例があったことから、法令等に基づいた適正な事務執行を徹底されたい。

現金取扱監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、現金取扱監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査

2 監査の対象

本年度の定期監査対象以外の課等のうち現金の取扱いがある次の課等を抽出し、令和3年度を対象に監査した。

(1) 市民生活環境部

人権・男女共同参画課、市民課、富田支所、三箇牧支所、樫田支所、パスポートセンター、斎園課、清掃業務課、エネルギーセンター

(2) 健康福祉部

国民健康保険課、生活福祉総務課

(3) 子ども未来部

子ども育成課、保育幼稚園総務課、子ども保健課

(4) 都市創造部

都市づくり推進課、住宅課、管理課

(5) 街にぎわい部

文化スポーツ振興課、しろあと歴史館、今城塚古代歴史館

(6) 会計課

3 監査の期間

令和4年2月16日から3月10日まで

4 監査の着眼点

現金取扱事務の取扱体制において事務処理が適正かつ効率的に執行されているか、会計事故が起りにくい事務処理となっているか、また内部チェック機能が働いているかどうかについて、次の事項に留意し監査するものとした。

(1) 事務処理手続は適正か。

(2) 収納金額は適正か。

(3) 指定金融機関等への納入は適正か。

(4) 領収書等の管理は適正か。

(5) 預金通帳の管理は適正か。

(6) 釣銭資金等の現金管理は適正か。

- (7) 金庫の管理は適正か。
- (8) 出納員印、現金分任出納員印の管理は適正か。
- (9) 切手等及び販売物の管理は適正か。
- (10) 前回監査時の指摘、注意事項の措置状況

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、監査対象課等に事前に書類の提出を求め、現金の取扱状況を確認するとともに、調定等による収入事務について、収入の流れを含めて確認した。

6 監査の結果

各課等とも現金取扱事務は、おおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討を要する事項については、その旨指示した。

7 まとめ

監査の対象課等においては、おおむね適正に現金等の管理がされていた。

指摘事項に至らなかったが、大量の切手の在庫を保有しているにもかかわらず、切手を追加購入しているものがあった。切手は換金性が高く、余分に保有することは会計事故発生リスクを増大させるため、在庫状況と使用実績を考慮し、計画的に購入すべきである。また、切手使用時の受払簿への記入を失念しているものが見受けられた。受払簿は正確に記録を行うとともに、在庫管理を徹底されたい。

工事監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、工事監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査

2 監査の対象

令和3年度に施工中の工事で、契約金額が建築工事では1,500万円以上、土木工事では1,000万円以上のものから、規模、内容等を勘案の上、監査対象とする工事を決定した。

ア 芥川緑地プール解体工事

イ 高槻市新文化施設新築工事

ウ 高槻市新文化施設新築電気設備工事

エ 高槻市新文化施設新築機械設備工事

オ 高槻市エネルギーセンター第一工場解体及びリサイクル施設整備工事

3 監査の期間

令和3年10月4日から令和4年2月9日まで

4 監査の着眼点

監査に当たっては、次の点を主眼として実施した。

- (1) 工事の設計及び施工が事業目的及び関係法令等に適合し、適正に執行されているか。
- (2) 工事の設計及び施工が最少の経費で最大の効果を上げるよう意を用いて執行されているか。

なお、各監査対象工事において重点監査項目を定め重点的に確認した。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、工事担当部から設計図書等（契約の目的である工事目的物の規模、構造、仕様等を定めたもの）の提出を求め、これに基づき関係職員から工事概要を聴取し、質疑応答を行った。

また、工事現場においては、施工状況を聴取し、実状を監査した。

なお、技術的な立場から、工事技術調査を協同組合総合技術士連合に委託した。

6 監査対象の概要及び監査の結果

(1) 監査対象の概要

ア 対象工事名 芥川緑地プール解体工事

契約金額 186,340,000円

工期 令和3年6月10日～
令和4年3月15日

監理 都市創造部建築課
(都市創造部公園課から
依頼)

監査実施日

〔予備監査〕 令和3年10月4日

〔本監査〕 令和3年11月5日

重点監査項目「周辺住民及び環境等に配慮した設計・施工」及び「工事現場の安全対策」

工事内容等

本工事は、平成28年度をもって廃止された芥川緑地プールの跡地について、子どもから高齢者までが“健康づくりを楽しむ公園”として再整備するため、既存の建築物やプール構造物等の解体・撤去を行うものである。

工事概要は、鉄筋コンクリート造、地上3階、延べ面積1,016㎡の管理棟解体工事、コンクリートブロック造ほか、地上1階、延べ面積270㎡の売店棟ほか8棟解体工事、1,800㎡のプール解体工事、260mのウォータースライダー解体工事である。

施工について、芥川緑地プール跡地が住宅地に近接していることから、建物解体においては、振動や騒音の少ない油圧圧砕工法を採用するとともに建物外周を遮音シートで囲うほか、解体作業場所への散水養生を行うことで粉塵対策が行われていた。また、建物解体等に伴うアスベスト除去に当たっては、発塵がなく、比較的騒音が少ない集塵装置付き超高压水洗工法を採用するほか、作業部位を遮音シートで養生することにより飛散や騒音対策が行われていた。そのほか、使用重機について低騒音・低振動・排ガス規制対応済の建設機械を採用するとともに、市道側には振動騒音計を設置し、基準値を超過しないよう常に確認することで周辺環境へ配慮されていた。

工事現場の安全対策としては、ウォータースライダーの解体においては、足場には手すりや筋交い、安全ブロックを設置するとともに、足場昇降時や足場上作業では常にフルハーネス安全帯を使用するなど高所作業での安全対策が実施されていた。また、クレーンでの作業においては、



クレーンの最高高さを制限する装置を設置することで送電線への接触を防止するほか、転倒防止対策を講じるなど工事事故防止に取り組みれていた。

工事技術調査結果

工事監査資料及び関係書類並びに現地調査のうちから、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行った。質疑に関する回答（口頭及び資料による）は十分なものであった。技術調査の結果、工事全般に関する是正や瑕疵は認められなく、問題ないものと判断した。

イ 対象工事名 高槻市新文化施設新築工事

契約金額 10,282,800,000円

工期 令和元年9月24日～
令和4年8月31日

監理 都市創造部建築課
(街にぎわい部歴史にぎわい推進課から依頼)

監査実施日

〔予備監査〕 令和3年11月11日～12日

〔本監査〕 令和3年12月13日



重点監査項目「ランニングコストに配慮した設計・施工」及び「工事現場の安全対策」
工事内容等

本工事は、市民会館の老朽化に伴い、施設や設備に不備が生じるほか、近年の舞台芸術の演出や多様化する市民ニーズに対応しきれない状況にあることから、市民会館に変わる新文化施設を整備し、市民が文化芸術活動に親しむことができる環境を整備するものである。また、緑と調和した新文化施設を高槻城公園と一体的に整備することにより、市民の憩いの場や誰もが自由に楽しめる賑わい空間を形成し、同地区の有するポテンシャルを最大限引き出し、「みどり」「歴史」「文化」をめぐる人々の交流と地域の活性化を促す新たなシンボルエリアを創造するものである。

工事概要は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上3階、地下2階、延べ面積17,261.38㎡の文化施設新築工事である。

設計に当たっては、動線計画について、大ホール部門、小ホール部門、スタジオなどの創造交流部門を明確に分け、それぞれの部門をエントランスホールから一望出来るように配置されている。また、大ホール内にエレベーターを設置することで、2階客席へのエレベーターでのアプローチを可能にするとともに、大小ホールの客席の一部を可動客席とし車いす席を確保できる計画とするほか、大ホールにおいて多種多様な演目

に対応できるよう舞台設計するなど、現在の市民会館における課題の解消が図られている。さらに、防振・遮音機能を備えたスタジオを複数整備するなど、多様化する市民の文化芸術活動に対応できる施設となるよう設計されている。そのほか、外壁については公園の木立に溶け込むようにイメージした木材（ルーバー）を張り巡らせるなど、周辺環境に配慮したデザインとされている。

ランニングコストの縮減としては、共用部分の床はコンクリートの磨き仕上げ、天井はコンクリートの打ち放し仕上げとし、仕上材を貼らずに構造躯体による仕上げとすることで、メンテナンスフリーとなるよう配慮されている。

本工事現場では、本工事の関連工事である電気設備工事や機械設備工事など複数の工事が行われていることから、本工事受注者が他の関連工事受注者に対して安全に関する統括管理を行うこととしており、混在作業による工事災害が発生しないよう安全対策がされている。また、現場内の危険個所に立入禁止の看板を掲示するなど安全の見える化にも取り組まれている。

工事技術調査結果

調査に際し、事前調査書を作成し、調査当日までにその事前調査書に示した質問事項に対して担当部署から回答を得た。書類調査当日は、主に前年度の調査日（令和2年12月8日）以降の書類に重点を絞ってチェックを行った。また、質疑応答に関しては、事前調査書等に沿って追加質問や疑問点等について説明を受けた。各調査の結果は、適正かつ効率的に執行されているものと認められ、計画通りに実施管理され、総括的に良好であると判断した。

ウ 対象工事名 高槻市新文化施設新築電気設備工事

契約金額 1,193,500,000円

工期 令和元年12月16日～令和4年8月31日

監理 都市創造部建築課（街にぎわい部歴史にぎわい推進課から依頼）

監査実施日 [予備監査] 令和3年11月11日～12日

[本監査] 令和3年12月13日

重点監査項目「ランニングコストに配慮した設計・施工」及び「工事現場の安全対策」

※なお、本工事は「イ 高槻市新文化施設新築工事」の関連工事であるため、同工事と同時に監査した。

工事内容等

本工事は、高槻市新文化施設新築工事に伴う電気設備工事である。

工事概要は、受変電設備として屋内型キュービクル設置、発電設備と

して高圧非常用発電機及び太陽光発電設備設置を含む電気設備工事である。

設計に当たっては、電気室がスタジオ部、大ホール、小ホールに分割配置されているほか、商用電源のバックアップとして非常用発電機が設置されており、浸水対策のため2階以上に配置されている。また、施設内の空調設備や電気設備を中央監視設備で集中管理できるようにされている。変圧器や発電機室などを建屋内に納めることにより周囲への騒音に配慮されているほか、スタジオ上部には太陽光発電設備が設置され自然エネルギーの利用促進にも配慮されている。

ランニングコストの縮減としては、電気室をスタジオ部、大ホール、小ホールに分割配置することで、施設内各所の分電盤への低圧幹線ケーブルの配線を建物ごとに完結させ、ケーブルの配線長を短くしている。これにより、低圧幹線ケーブルにおける電力損失の低減を図り、使用電力量を縮減できるよう配慮されている。また、空調設備や電気設備の使用電力量を中央監視設備により集中管理することで、効率的な運用による管理コストの縮減が図られるよう配慮されている。

本工事現場では、本工事のほか、高槻市新文化施設新築工事に伴う複数の関連工事が行われていることから、新築工事受注者が本工事を含む関連工事受注者に対して安全に関する統括管理を行うこととしており、混在作業による工事災害が発生しないよう安全対策がされている。また、作業者に対し、新規入場者教育を行い、現場状況を理解した上で従事させているなど安全への取り組みが行われている。

工事技術調査結果

調査に際し、事前に調査計画書を作成し、調査当日までにその調査計画書に示した質問事項に対して担当部署から回答を得た。調査当日は、書類を調査するとともに、疑問点を関係職員に質問した。調査の結果は、総括的には良好であると判断した。

エ 対象工事名 高槻市新文化施設新築機械設備工事

契約金額 1,782,000,000円

工期 令和2年2月27日～令和4年8月31日

監理 都市創造部建築課（街にぎわい部歴史にぎわい推進課から依頼）

監査実施日〔予備監査〕令和3年11月11日～12日

〔本監査〕 令和3年12月13日

重点監査項目「ランニングコストに配慮した設計・施工」及び「工事現場の安全対策」

※なお、本工事は「イ 高槻市新文化施設新築工事」の関連工事であるため、同工事と同時に監査した。

工事内容等

本工事は、高槻市新文化施設新築工事に伴う機械設備工事である。

工事概要は、空調設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、給水設備、給湯設備、消防設備、ガス設備を含む機械設備工事である。

設計に当たっては、ホールでは静粛性を求められるため、ダクトには適切な箇所に消音装置を配置し、室外機などの機器類は防振装置を設置するなど、規定された許容騒音をクリアできるよう計画されている。また、熱源について、エネルギー単価の変動にも配慮し、電気ガス熱源を採用し、ホール使用時と不使用時の大きな空調負荷変動に対応できるモジュール型の熱源システムとしている。さらに、節水型器具の採用や雨水の雑用水利用、空冷式熱源の採用による水資源への配慮、長寿命な配管材料を選定するなど環境への配慮もされている。

ランニングコストの縮減としては、全熱交換器や地中熱利用、センシング技術による二酸化炭素濃度制御により空調機にかかる外気負荷を低減し、省エネルギー化を図っている。

本工事現場では、本工事のほか、高槻市新文化施設新築工事に伴う複数の関連工事が行われていることから、新築工事受注者が本工事を含む関連工事受注者に対して安全に関する統括管理を行うこととしており、混在作業による工事災害が発生しないよう安全対策がされている。また、作業者に対し、新規入場者教育を行い、現場状況を理解した上で従事させているなど安全への取り組みが行われている。

工事技術調査結果

調査に際し、事前に調査計画書を作成し、調査当日までにその調査計画書に示した質問事項に対して担当部署から回答を得た。調査当日は、書類を調査するとともに、疑問点に関係職員に質問した。調査の結果は、総括的には良好であると判断した。

オ	対象工事名	高槻市エネルギーセンター第一工場解体及びリサイクル施設整備工事
	契約金額	1,932,700,000円
	工期	令和2年9月2日～ 令和5年3月15日
	監理	市民生活環境部エネルギーセンター
	監査実施日	
	〔予備監査〕	令和4年1月12日
	〔本監査〕	令和4年2月9日
	重点監査項目	「工事現場の安全対策」及び「環境等に配慮した設計・施工」



工事内容等

本工事は、昭和 55 年から平成 31 年 3 月までごみ処理施設として稼働していたエネルギーセンター第一工場を解体し、その跡地を利用して、老朽化している現在のペットボトル圧縮梱包設備に替わる新たなペットボトルのリサイクル施設を整備するものである。これにより、効率的で安定的なペットボトルの圧縮梱包処理が可能となり、リサイクルの推進を図ることができる。また、第一工場の解体跡地の大部分を緑化することにより、良好で快適な都市環境の形成を図ることができる。

工事概要は、鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地上 4 階、地下 1 階、建築面積 5,273.9 m²、延べ面積 11,243.5 m²の第一工場解体工事、鉄筋コンクリート造（内部鋼板製）、高さ 80m の煙突解体工事、付属建物である特高配電所、屋外消火栓ポンプ室・倉庫、灯油ポンプ室、井水受水タンク、洗車ポンプ室の解体工事、処理能力 300kg/時、鉄骨造、受入ヤード 100 m²、搬出ヤード 125 m²のリサイクル施設整備工事である。

本工事は、性能発注方式（設計・施工一括発注方式）を採っている。

リサイクル施設については、地震や台風などの災害に対する強靱性を確保するほか、ペットボトルの圧縮梱包処理工程における騒音等について周辺環境に配慮するよう計画されている。また、リサイクル施設内の床清掃水に井水を利用することで水道料金の削減を図るほか、第三工場からのごみ発電電力使用により電気料金の削減を図るなどランニングコストの縮減に配慮するよう計画されている。

施工については、第一工場建屋内のプラント設備等の解体においては、ダイオキシン類などの有害物質の外部飛散を確実に防止することができる工法が採用されているほか、煙突の解体については、粉塵や騒音・振動などによる周辺環境への影響を最小限に抑えることができる工法が採用されている。

環境等への配慮については、第一工場建屋内プラント設備等解体工事に伴うダイオキシン類除去作業では、除去作業場所を区画し、窓や扉などの開口部、換気口などをシート等で塞いで密閉養生するとともに、負圧除塵装置により建屋内を負圧状態に保つことにより内部の粉塵が外部に飛散することがないように周辺環境に配慮し施工されている。また、作業区画の出口にはクリーンルームを設置し、作業員の防護服等に付着したダイオキシン類をエアールにより払い落とすことで外部に持ち出すことがないように配慮されている。外壁塗料に含まれるアスベスト除去作業では、養生シートによる飛散防止対策が行われているほか、大気測定により飛散のないことを確認するなど環境に配慮されている。

工事現場の安全管理について、本工事は、有害物質を含む設備等の解

体工事であり、有害物質の除去作業時には防塵マスクや防護服を着用のうえ作業が行われており、有害物質除去完了後においても設備解体作業員が微量の有害物質を吸引する可能性を考慮し、防塵マスクを着用のうえ作業が行われている。また、高所作業については、足場に手すりや親綱を設置するなど作業員の転落防止措置が講じられているほか、上下で同時に作業が行われることがないようにするなど解体物や工具などの落下による事故防止にも取り組まれている。さらに、作業員からの報告によるヒヤリハット事例の情報共有を行うなど工事災害発生防止に取り組まれている。

工事技術調査結果

工事監査資料及び関係書類並びに現地調査のうちから、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行った。質疑に関する回答（口頭及び資料による）は十分なものであった。技術調査の結果、工事全般に関する是正や瑕疵は認められなく、問題ないものと判断した。

(2) 監査の結果

各工事ともおおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討等を要する事項については、その旨指示した。

7 まとめ

各工事とも事業目的や現場状況に応じた設計、工法の採用、維持管理コスト等の縮減、周辺環境等に配慮した施工に努められていた。また、工事現場の安全管理についても工事事務事故防止への取組がされていた。

芥川緑地プール解体工事については、住宅地に近接していることから、建物解体においては振動・騒音の少ない工法の採用や遮音シートでの養生、粉塵対策を行うほか、アスベスト除去においても発塵がなく比較的騒音が少ない工法を採用するなど、周辺環境に配慮した施工がされていた。また、高所作業における安全対策や使用重機の転倒防止など工事事務事故防止に取り組まれていた。

高槻市新文化施設新築工事、高槻市新文化施設新築電気設備工事及び高槻市新文化施設新築機械設備工事については、各工事ともランニングコストの縮減に配慮した設計がされていた。工事現場においては、複数の関連工事が行われていることから、新築工事受注者が他の関連工事受注者に対して安全に関する統括管理を行うことで混在作業による工事災害が発生しないよう安全対策がされていた。

高槻市エネルギーセンター第一工場解体及びリサイクル施設整備工事については、煙突解体では粉塵や騒音・振動などによる周辺環境への影響を最小限に抑えることができる工法が採用されているほか、プラント設備等解体に伴うダイオキシン類除去作業にお

いて、有害物質の外部飛散を確実に防止できる工法が採用されていた。また、アスベスト除去作業においても養生シートによる飛散防止や大気測定を行うなど、周辺環境に配慮した施工が行われていた。工事現場においては、有害物質除去作業での防護服や防塵マスクの着用のほか、高所作業における作業員の転落事故防止や解体物等の落下による事故防止など安全対策に取り組まれていた。

本年度の監査対象工事は、おおむね適正に執行されていた。継続工事については、残りの工期についても引き続き安全等に注意し工事を完了されたい。

財政援助団体等監査結果報告

(指定管理者)

高槻市監査基準に基づき、財政援助団体等に対する監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

指定管理者が管理する次の施設を監査対象とした。

なお、原則として令和3年度の事務事業で本監査日までの事務を監査対象としたが、必要に応じて前年度も監査の対象とした。

- (1) 高槻市立療育園・うの花療育園

指定管理者：高槻市社会福祉協議会グループ

施設所管課：子ども未来部子育て総合支援センター

- (2) 安満遺跡公園

指定管理者：安満遺跡公園パートナーズ

施設所管課：街にぎわい部歴史にぎわい推進課

3 監査の期間

- (1) 高槻市立療育園・うの花療育園

(令和4年1月27日から3月10日まで)

- (2) 安満遺跡公園

(令和4年1月27日から3月10日まで)

4 監査の着眼点

財政援助団体等のうち、本市が公の施設の管理を行わせている指定管理者について、出納その他の事務執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

5 監査の主な実施内容

実施に当たっては、指定管理者及び施設所管課から資料、諸帳簿、書類等の提出を求め、これに基づいて指定管理者及び関係職員から施設の管理状況や経営状況の聴取、質疑応答、実地調査を行い監査した。指定管理施設ごとに重点的に確認すべき項目を、別に設けてそれぞれ確認した。なお、高槻市立療育園・うの花療育園は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実地調査は行わず、書類確認による予備監査を実

施し、書類確認できるものについて、前回監査時の注意事項の措置状況を確認した。

6 監査対象の概要及び監査の結果

(1) 高槻市立療育園・うの花療育園

ア 施設の概要

(ア) 高槻市立療育園

(所在地) 高槻市郡家本町5番3号

(構造) 鉄筋コンクリート造 平屋建て

(敷地面積) 3,445.85 m²

(延床面積) 1,237.20 m²

(定員) 医療型発達支援：50人

放課後等デイサービス：5人

(開園時間) 午前9時から午後5時15分まで

放課後等デイサービスは午後1時30分から午後6時30分まで

(休園日) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、

12月29日から翌年1月3日まで

(イ) 高槻市立うの花療育園

(所在地) 高槻市郡家本町5番5号

(構造) 鉄筋コンクリート造 平屋建て

(敷地面積) 3,455.05 m²

(延床面積) 1,016.35 m²

(定員) 児童発達支援：50人

(弾力的運用により、定員を超えた受入を行っている。)

(開園時間) 午前9時から午後5時15分まで

(休園日) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、

12月29日から翌年1月3日まで

イ 指定管理の概要

(指定の期間) 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

(選定の方法) 特定（非公募）

(指定管理料) 306,117,000円（令和3年度）

(利用料金制の適用) なし

(主な指定管理業務)

【療育園】

医療型児童発達支援に関すること、診察及び機能回復訓練に関すること、放課後等デイサービスに関すること、居宅訪問型児童発達支援に関すること、保育所等訪問支援に関すること、障がい児相談支援に関すること

【うの花療育園】

児童発達支援に関すること、保育所等訪問支援に関すること、障がい児相談支援に関すること

ウ 監査の結果

事務執行について、協定に基づきおおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討を要する事項については、その旨指示した。

(2) 安満遺跡公園

ア 施設の概要

(所在地) 高槻市八丁畷町地内

(公園面積) 21.76ha

(主な施設内容) パークセンター、歴史拠点施設（本館、体験館、展示館、北館、その他）、民間施設、その他公園施設、バックヤード、防災関連施設

(利用料金)

・パークセンター、歴史拠点施設

施設名	諸室名	利用料金（1時間当たり）	
		通常	・使用者の住所が市外の場合 ・営利目的で使用する場合 ・入場料等を徴収する場合
パークセンター	工作・調理室	1,100円	2,200円
	多目的スタジオ	900円	1,800円
	多目的室1	500円	1,000円
	多目的室2	500円	1,000円
歴史拠点施設	歴史体験室	1,000円	2,000円
	多目的スペース	1,100円	2,200円

・駐車場

施設名	車両の種類	利用料金
西駐車場 東駐車場	普通自動車及び準中型自動車	30分までごとに100円 (1日最大料金800円)
	中型自動車	1回につき1,000円
	大型自動車	1回につき2,000円

・行為許可

種別	単位	使用料及び利用料金
行商、募金その他これらに類する行為をする場合	1平方メートルにつき 1日	200円

業として写真を撮影する場合	1人につき1日	500円
業として映画を撮影する場合	1件につき1日	4,000円
競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催しを する場合	1平方メートルにつき 1日	10円
興行を行う場合		

(利用日、利用時間)

- ・パークセンター 1月4日から12月28日まで
午前9時から午後7時まで
- ・駐車場 通年
終日
- ・歴史拠点施設 1月4日から12月28日まで
午前9時から午後5時まで

イ 指定管理の概要

(指定の期間) 平成31年3月23日から令和11年3月31日まで

(選定の方法) 公募

(指定管理料) 65,806,097円(令和3年度)

(利用料金制の適用) あり

(主な指定管理業務) 管理運営業務(公園の受付及び案内に係る業務、有料施設の使用に係る業務、行為許可に係る業務、史跡安満遺跡に係る業務、安満遺跡公園魅力アップミーティングに係る業務、市民協働に係る業務、広報業務、安全・危機管理に係る業務、庶務業務、その他業務)、公園維持管理業務(植物管理業務、施設管理業務、清掃等管理業務)、設備等維持管理業務(設備等保守管理、電気設備保守管理、空調設備保守管理)に関すること

ウ 監査の結果

事務執行について、協定に基づきおおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項に至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討等を要する事項については、その旨指示した。

7 まとめ

高槻市立療育園・うの花療育園については、おおむね適正に事務執行されていたが、高槻市立療育園内診療所の診察等に係る自己負担額を徴収した現金について、管理業務仕様書に規定されている期日までに市への納入ができていなかった。指定管理者においては、条例、協定書等にとりて指定管理業務を行い、市においても確認を適切に行

われたい。

本年度から、高槻市立療育園は社会福祉法人高槻市社会福祉事業団から社会福祉法人高槻市社会福祉協議会に管理運営が変更となったが、従来から高槻市立うの花療育園を管理運営している社会福祉法人聖ヨハネ学園とのグループでの運営体制を維持することで、これまでの障がい児に対する支援理念・体制を継承し、今後も利用者にとってより有益な支援を一体的かつ効率的に提供できるよう努められたい。

安満遺跡公園については、平成31年3月の開園以来、初めて監査を実施した。指定管理者は、指定管理業務のほか、自主事業として収益施設の設置、物品販売、イベントなども実施し、民間事業者のノウハウを活かした様々な事業に取り組んでいる。

事務執行については、おおむね適正に執行されていたが、安満遺跡公園の有料施設の附属設備を使用するときの利用料金について、高槻市都市公園条例施行規則に定められた額の範囲内において市の承認を得て指定管理者が定めているが、指定管理者が作成した利用ガイドに記載された金額の一部に誤りがあったことから、利用料金を過大に徴収しているものがあった。このほかにも、利用料金の決定について、指定管理者から市への申請が一部行われておらず、市の承認を得ずに利用料金を徴収しているものがあった。利用料金の徴収については、条例及び規則にのっとり、適正な手続きを行うとともに、適切に利用料金を徴収するよう徹底されたい。

開園後、大小様々なイベント開催に取り組み、想定以上の来園者数につながっているとのことであるが、今後も来園者のニーズを把握しサービス向上に努め、市と指定管理者で連携し、魅力的な公園であり続けられるよう公園運営を行われたい。